



丹篠商第 86 号  
令和4年6月24日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局  
観光交流部
- 2 監査の種別  
財政援助団体等監査  
(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号による監査)
- 3 監査の期間  
令和3年9月30日～令和4年2月24日
- 4 措置の内容  
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年2月24日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 財政援助団体等監査
対象部署等	観光交流部 商工観光課（前年度担当部署、商工振興課）
対象事項	① 補助金交付事業の見直しについて
指摘等内容	<p>市が商工会へ交付する補助金は、主に丹波篠山市商工業振興事業補助金交付要綱、丹波篠山市地域産業振興事業補助金交付要綱、丹波篠山市商店街等にぎわい創造事業費補助金交付要綱に基づき交付されており、その額は令和2年度が8事業31,099,000円、令和元年度が10事業31,667,000円となっている。</p> <p>これらの補助金は、市内の商工業の振興と安定を図ることを目的として交付されているが、商工会が合併する前の事業を引き継いだものもあり、事業名が要綱に定める補助対象事業と異なっているため、事業が適切かつ適正に実施されているのか、補助金の交付事務が正しくなされているのか判定ができない。</p> <p>また、丹波篠山市地域産業振興事業補助金交付要綱において、第4条に定める別表のうち補助限度額に定めのない事業があり、これは予算さえ許せばいくらでも補助金が交付できる状態にあるため、一定の上限を定めておくべきである。</p> <p>補助金交付事業について、商工会と調整しながら内容を精査して、要綱に沿った形で実施されるよう見直されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月24日 改善措置通知
改善措置内容	<p>事業名が要綱に定める補助対象事業と異なることについて、令和3年度実績報告から要綱に定める事業名に合わせるよう指示しており、改善措置としています。なお、令和4年度事業においては申請時から要綱事業名での申請を受けています。</p> <p>丹波篠山市地域産業振興事業補助金の別表のうち、補助限度額に定めがない「新連携支援事業」「人材育成支援事業」「地域ブランド促進事業」「提案型事業」については、事業効果を発揮するためには上限額を設けず、事業計画によってその都度内容を精査し、適切に補助金額を確定するほうが良いとの判断から上限を設定していません。上限を設けていませんが、いくらでも補助するというものではなく、事業効果を発揮でき得る必要最低限の金額を補助するものです。</p>
改善措置公表日	令和4年6月24日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和4年2月24日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 財政援助団体等監査
対象部署等	観光交流部 商工観光課（前年度担当部署、商工振興課）
対象事項	② 補助金の履行確認について
指摘等内容	<p>経営改善普及事業は、商工会の人件費の一部について、県が50%、市は丹波篠山市商工業振興事業補助金交付要綱に基づき25%かつ予算の範囲内を上限に補助金が支出されているが、担当課では補助金交付対象となる人件費の内訳が把握できていない。これは、要綱に定める交付対象の内容を確認せずに補助金を支出していることになる。</p> <p>また、他の事業においても商工会から提出された報告書に数値の誤りが見られた。商工会が市内の小規模事業者の拠り所として機能し市内の経済振興に大きな役割を果たすため、市の施策として商工会を支援することは意義のあることだが、補助金が何に基づき計算され、どのように使われたのかをきちんと確認しチェックすることは担当部局に課された責務である。</p> <p>今後は、補助金の交付申請や実績報告書が規則や要綱などに基づき目的と整合していることを確認し、適切な執行に努められたい。</p>
改善措置 通知日	令和4年6月24日 改善措置通知
改善措置内容	<p>今後は補助事業者である丹波篠山市商工会に指導するとともに、報告書の厳正な審査と内容把握に努めます。</p>
改善措置 公表日	令和 <b>4</b> 年 <b>6</b> 月 <b>24</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。